

《書評》

大澤正男編『現代法学25講』（成文堂、一九九七年）

高嶋平蔵

学界の大きな関心を集めているという。そしてこれは、とくにフランス民法学界における概念化、体系化的傾向と深く結びついた現象だといわれる。この現象がいったいなにを意味するのかは、軽々しく断定できない問題であるが、いずれにしても、法学全般についての入門的なテクストを、新しい問題意識のもとに作りだすことが、現代法学の問題であることには変わりがない。

かつて、「法学通論」などの名前で呼ばれていた書物は、多く、法学を学ぶ場合の基礎知識を、万遍なく提供しようとするものだった。そこでは、基礎法学といわれる領域のほか、各実定法の個別的な概観がなされ、それゆえにこの種のテクストは、各法学領域についての初步的知識の寄せ集めという性格を帯びることが普通であった。だから、法学入門は、基礎的な学問とされながらも、経済原論のように、それじたい独立した学問的領域を形成することができなかつた。

しかし、現在、法学についての入門的なテクストは、かつての大澤教授の「はしがき」によれば、「本書は、大学・短大において一般教育科目的『法学』を学ぶ学生のための基本的な入門書を目指し、編者がこれまで『法学』の講義を担当してきた経験を踏まえて、主要な現代的な法律問題二五項目を選び、各執筆者がこのような目的に役立つよう、初心者向けに分かり易く解説したものである」。そして、編者を含めて、二三名の、各項目についての専門の法学者による分担執筆がなされている。

このような目的は、法学入門のテクストの執筆において、一般に設定されるところであるが、考えてみると、こういう目的の達成が大きな困難さを秘めていること、また、この目的に応じた書物を書くことが、法学史の流れを背景にもつた大変重要な意味を担う仕事であることがあきらかとなる。

*
現在、フランスでは、「法学入門」という領域の形成が、

ては考えられなかつたような多様で困難な課題に対処しなければならなくなつてゐる。またそれを期待されているのである。

たとえば、それは、法制度じたいのめまぐるしい変化の現状に、的確に対応したものでなければならない。おびただしい数の法律の出現や機能の細分化に、理論的な統一を与えたければならない。法についての考え方、法学方法論の錯綜など、基礎的な法理論の多様化とそのはげしい動搖を、法学史の中に位置づけなければならない。そしてこのような状況は、おのずから全体を統一する視点を要求することになり、そこには、法学入門が、法学の中の独自な領域として形成される方向が生まれているのである。

さらに、法学入門は、他方において、初めて法学を学ぶ学習者を対象として書かれるものだから、分かり易さを要求されること、当然である。だが、右のような新しい学問的期待と、この要求とを調整することは、けつして容易な作業ではない。

本書は、まさしくこのような諸要求に誠実に応え、法学入門の新しい方向を示した著作といつてよい。

複雑で流動的な状況を呈する法や法学を対象とし、しかも一般的教育科目としての「法学」にふさわしいテクストを作りという困難な目的は、本書において、さまざまな工夫によつて、見事に実現している。

なお、本書では、読者に対する細かい配慮がなされていることも指摘しておく必要がある。たとえば、各講の冒頭には、「本講のあらまし」として、そこで説明の内容が要領よくまとめられ、読者が予備知識なしに、いきなり叙述の中に入り込む不便を解消している。また、各講の最後には、参考文献があげられるほか、「設問」が用意されており、読者の学習をまとめ、自ら問題を考えることを助けている。

もうひとつは、法学入門という独自な学問領域の形成への方向が示されていることである。本書は、その構成と叙述の方法が示すように、はげしく変動する法の現代の姿を見据え、全体として、統一的な性格を帯び、共通の方向を示す法、そして法学をとらえようとする明確な意図をもつて貫かれてゐる。それゆえ、これによつて本書は、題名に違わぬ「現代法学」の入門書となり、ひとつ独自な法学領域を指向することになるのである。

こうして本書は、法学に対する読者の興味を導き出す巧みな叙述とともに、法学入門を現代の視点から構想する仕事としての、学問的水準の高さをもつものということができる。しかしそのために、内容としては、初心者にとってややむず

つて実現している。

たとえば、そこで構想されている体系である。

本書は、題名が示すとおり、二五項目の講義から成っている。そしてこれらは、五つの部のうちに整理・分配される。第一部では、まず「法の基礎理論」がとりあつかわれるが、第二部は、「国家と法」として、憲法に関する説明を内容とする。また第三部の「家族生活と法」では、主として民法中の家族法が、さらに第四部の「市民生活と法」では、主として民法のうち財産法が対象とされる。そして第五部が「国際社会と法」であり、これは国際法および国際私法の解説にあてられている。

この体系を見ても分かるように、本書では、単に法学諸領域についての知識が並べられているわけではなく、読者が常に問題的に関心をもつ社会事象がとりあげられ、これが法的な問題とどのように関わつてくるかという問い合わせに答える形で説明がなされる仕組になつていて。たとえば、「市民生活と法」では、土地・住宅の問題、環境、消費者信用、交通事故の問題などが、各講のテーマとしてとりあげられる。

こういう構成と説明方法には、さきに指摘した要求に応する、ふたつの意味がみとめられる。

ひとつは、教育上の効果である。初めて法学に接する読者を対象として入門的講義をおこなう場合、まず、学習者の身近な、日常的な関心から出発し、これを契機として次第に法の問題などが、各講のテーマとしてとりあげられる。

かしいかと思われる問題が含まれているのも事実である。だがこれは、本書の水準の高さから、避けられないところであるし、またこのことは、各執筆者の工夫により、読者に問題の所在を教示し、むしろその主体的な努力を誘発するというメリットにつながつてゐるといえるだろう。

本書はまた、共同執筆であるにもかかわらず、全体的な統一性を、周到な調整によって実現させていている。しかしここできわめて興味があるのは、各講の間の関連、その中に出てくる諸問題の関連である。たとえば、法哲学的な思想と実定法とか、法学方法論と法政策というような、さまざまな問題の間の有機的な結びつきである。そのひとつひとつは、本書の中で指摘されていないが、これを追究していくことは、本書に学びながら、読者が自らの思考によつて挑戦すべき課題となるであろう。また、これらの関係を明示していくことは、本書によつて講義をすすめる担当者の重要な仕事となるであろう。そして、このような諸問題の関連への興味をおのずからわきあがらせるように構想されていることが、やはり本書の特徴といつてよいと思われる。

*
本書を読みながら、私は、その豊かな内容に触発され、もし自分がこのテクストによって法学の講義をおこなうとしたら、どんなやり方で、どんなふうに話をすすめていくだろうか、どのように「現代法」の総体を浮かび上がらせるかとい

うことを絶えず考えさせられた。こういう意欲をそそってやまないということも、本書のテクストとしての大きな魅力を物語るものといつていいだろう。

本書は、分かり易い叙述によって、読者に問題の考え方を教えるとともに、その気になれば、入門どころではない深みへと導いてくれる力をもつが、それは担当者の講義についても、あてはまるだろう。入門的教育のテクストであると同時に、いくらでも深遠な学習や講義を可能にしてくれる法学入門を完成させた、編者ならびに執筆者の諸先生に敬意を表したいと思う。